かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪

登	録	番	믕	317
登	録		В	平成28年2月1日



名 称	東京海上日動火災保険株式会社 鹿児島支店			
代表者職名•氏名	鹿児島支店長 岩松 賢吾			
所 在 地	〒892−8567			
	鹿児島市加治屋町12-5			
電話	099-225-6390			
ホームへ゜ーシ゛アト゛レス	*アト・レス http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/			
業種	金融•保険業			
業 務 概 要	損害保険業			
行動計画期間	平成29年4月1日 ~ 平成31年3月31日			
行動計画の	 目標 a) 仕事と育児を両立する社員が「なりたい姿」に向けて,活躍し続け			
主 な 内 容	ることを支援する。			
	〈対策〉			
	・仕事と育児を両立する社員の成長に向けた意欲をさらに高める機会を設ける。			
	・仕事と育児を両立する社員による主体的な環境整備を支援する。			
	目標b)全社員が「働き方の変革」に取り組むことを通じて,「仕事と育児の			
	両立」の実現に対するさらなる理解浸透を図る。			
	〈対策〉			
	・「働き方の変革」に向けた取組みを継続し、「仕事と育児の両立」への理解を			
	深める機会やメニューを設ける。			
こんな両立支援に	■くるみん認定(2007年, 2009年, 2012年			
取り組んでいます	2015年:2015年4月1日~12月31日の間に認定申請)			
	■厚生労働省及び都道府県労働局からの均等・両立推進企業表彰またはファミ			
	リー・フレンドリー企業表彰の受賞有り			
	■育児との両立を支援する制度(ママパパ☆キャリアアップ応援制度)			
	1. 復職支援制度			

会を設けることで、スムーズな復職や仕事と育児の両立に繋がっている。 2. 結婚休暇

挙式日の前後を通じ連続する7日以内、もしくは入籍後1ヶ月以内の期間における連続する7日以内で休暇を取得することが可能。

休業中の自己啓発サポートとして、シンクライアントシステムを利用した

また、産休前、産育休中、復職前、復職後と定期的に上司と面談を行う機

会社情報の閲覧や、社外通信講座の受講、各種セミナーへの参加が可能。

3. 配偶者出産休暇

配偶者の出産日前の連続する7日以内で休暇を取得することが可能。

4. 出産休暇

産前 6 週間および産後 8 週間の出産休暇がある。特に会社が必要と認めたときは、出産休暇に加えて、産前休暇の前に 2 週間を限度として特認出産休暇を取得することが可能。

5. 育児休業

子が満 1 歳 2 ヶ月に達する日まで休業することが可能。また、特別の事情がある場合は、最大で子が満 1 歳を迎えた最初の 4 月末まで延長することが可能。

なお、休業開始から連続5営業日以内を有給化している。

6. 看護休暇

小学校就学前の子供の病気の世話や予防接種などのために、毎年度5日間 (子供が2人以上の場合は10日間)を限度に取得が可能(半日単位での取得も可能)。

7. 出産休暇中及び育児休業中の代替要員

出産休暇中及び育児休業中に可能な限り従業員の代替要員を配置する。

8. 短時間勤務制度

会社が必要と認めた場合には、妊娠時より子が小学校3年生の3月末を迎えるまで、勤務時間を1日あたり最大3時間まで短縮することが可能。

- 9. 提携託児所利用、育児用品購入・レンタル割引 外部事業者との提携により、育児用品購入・レンタル割引、全国約 1,000 ヶ所の提携託児所やその他各種サービスを割引料金で受けることができる。
- ■ママパパ☆復職応援パッケージプラス
- 産休・育休取得者向けセミナー(すくすく会)

産休・育休を取得中または取得予定の社員とその配偶者を対象に、「育児を しながら仕事で成果を出していく」ことへの理解を深めることや、スムーズ な復職に向けて、各種情報提供・意見交換を行うことなどを目的としたセミ ナーを実施している。

2. 短時間勤務者向けセミナー(カンガルー会)

短時間勤務者とその上司を対象に、短時間勤務者間・上司間での意見交換を通じて、より一層の活躍に向けた好取組事例の共有および横展開を図ることや、短時間勤務者とその上司の対話を充実させ、適切な役割付与に繋げることなどを目的としたセミナーを実施している。

3. ママメンターの取組

仕事と育児を両立させ活躍している社員が「ママメンター」となり、仕事と育児の両立についてオフィシャルに相談できる環境を提供することにより、女性の継続就業とキャリア形成を支援する取り組みを実施している。

- ■キャリアアップの推進や柔軟な働き方を支える制度
- 1. JOB リクエスト(U ターン異動、I ターン異動、お役に立ちたい) ※応募型
 - ①U ターン異動

転居を伴う異動のないエリアコース従業員が元の勤務エリアへ戻ることを 条件に、一定期間転居を伴いながら、自らの適性を生かして、これまでとは 異なる新たな役割等にチャレンジできる応募型の人事異動。キャリアアップ を目指す女性が、従来の枠を超えた新しい仕事にチャレンジする機会を提供 している。

②Iターン異動

転居を伴う異動のないエリアコース従業員が、結婚や親・配偶者の転勤などに伴い従来の勤務地での就業が難しくなった場合に、勤務エリアを変更することで継続して勤務できる応募型の人事異動。Stage(等級)や処遇等を維持したままで勤務エリアの変更ができる。

③お役に立ちたい

「今までの自分のキャリアを生かして、会社・組織の役に立ちたい」「新たな環境の中で周囲のメンバーと共に自身を成長させたい」などの思いを持ったエリアコース従業員に、会社が指定したポストに自らの発意で異動すること

ができる制度。

2. 勤務時間自由選択制度(マイセレクト)

会社業務に支障のない範囲で、勤務時間を通常(9:00-17:00)以外のパターン(例:7:00-15:00)から選択することができる制度。

3. 在宅勤務制度

裁量労働制の適用者については、シンクライアントシステムを利用した在 宅勤務が可能。

また、試行的に利用対象者を仕事と育児や介護を両立する社員へ拡大しており、働き方の柔軟化に取り組んでいる。

4. 退職再雇用制度

3年以上勤務し、退職後10年以内の元従業員が応募できる再雇用制度を設けている。

- ■介護との両立を支援する制度
- 1. 介護休業制度

法を上回る介護休業制度(要介護状態にある家族一人につき通算最長 1 年間を限度に、3回まで分割取得可能)。

- 2. 介護休暇(当該親族一人につき 5 日間・二人以上につき最大 10 日間。半日単位での分割も可能。)
- 3. 仕事と介護の両立を支援する取組
 - ①産業ケアマネジャーによる介護個別相談会

家族の介護に直面した社員が、仕事と介護の両立に向けた具体的な相談をできる場として、「産業ケアマネジャーによる介護個別相談会」を毎月定例で開催している。

②仕事と介護の両立に関するハンドブック

社員向に仕事と介護の両立に関するハンドブックを社内イントラネットに 掲載し、介護に関する情報提供を充実させている。